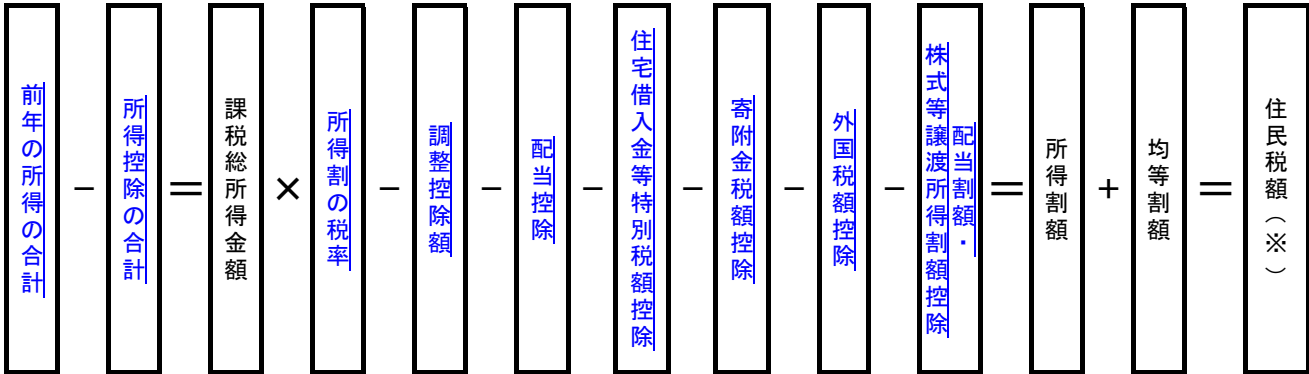


住民税の税額算出の流れ



(※) 以下の場合には減免となります。

区分・説明	範囲	減免割合
障害者・寡婦・ひとり親 原子爆弾被爆者	総所得金額等の合計額145万円以下	
	同一年計配偶者 又は扶養親族	総所得金額 等の合計額
	0人	145万円以下 2,187,999円以下
	1人	175万円以下 2,615,999円以下
	2人	205万円以下 3,043,999円以下
	3人	235万円以下 3,471,999円以下
	以下扶養親族1人につき30万円を加算した額以下	
勤労学生	合計所得金額75万円以下(給与等の収入金額 1,300,000円以下)	免除
少額所得者	総所得金額等の合計額が50万円以下	
	同一年計配偶者 又は扶養親族	総所得金額 等の合計額
	0人	50万円以下 1,050,000円以下
	1人	85万円以下 1,400,000円以下
	2人	115万円以下 1,751,999円以下
	3人	145万円以下 2,187,999円以下
	以下扶養親族1人につき30万円を加算した額以下	

※この他にも非課税又は免除になる場合があります。「市民税が課税されない人」のページを参照してください。